

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、人事関係の事務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、疲労感、頭痛、睡眠障害等の症状が出現し、これが継続したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「神経症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは長時間労働などが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人は本件疾病の発病時期について、専門部会の判断は誤っており、請求人が主張する平成〇年〇月頃を本件疾病の発病時期として検討すべきと主張するが、当審査会としては請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名に関する意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間に発病の原因となった業務に関係する出来事として、業務負担の増加により長時間労働を強いられたこと、過重な業務負担があったことを主張している。

ア 請求人は、業務負担の増加により長時間労働を強いられたと主張するところ、この主張を出来事として、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは月平均90時間くらいの

残業を行っていたと主張するも、当該時間外労働時間は、請求人の記憶に基づくものであって、勤務時間等を記録した手帳等はないと述べており、本件公開審理においても、客観的に当該時間等を記録した資料はない旨申述している。

この請求人の申述に対し、会社関係者D及び同Eは、会社における労働時間を客観的に確認する方法としてパソコンのログ記録を参照することが妥当である旨述べている。請求人はログ記録の採用について、会社外での労働時間が把握されないことから妥当でないとして主張するが、両者の申述を総合的に検討すると、請求人の時間外労働時間について客観的な記録がない以上、当審査会としては、パソコンのログ記録を中心に監督署長が算定した請求人の時間外労働時間が妥当であると判断せざるを得ない。

したがって、監督署長の事実認定のとおり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における時間外労働時間は最大でも4・5時間程度であり、このことを踏まえた上記出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ さらに、請求人は、多数のパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）事案を担当し、過重なストレスにさらされていたこと、一人では対応できない量の業務量を課せられたことなどを主張するが、請求人の申述等を子細に検討しても、請求人自身が暴言を吐かれるなどのパワハラの影響を受けていたとは認められず、請求人の主張するストレスはあくまで人事担当としての職責の範囲内にあると言わざるを得ない。また、過重な業務量が請求人に対して課されていたと判断できる具体的な資料や申述等も、本件資料から見いだすことができないことから、これらの主張については、出来事として評価することはできない。

ウ これらのことから、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) したがって、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。